

共済
NEWS

公告広報

No. 129

公 告

平成26年三職共公告第3号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成26年3月10日
三重県市町村職員共済組合
理事長 西田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭一郎
電 話	(059)-228-2938

別紙

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項（1）の表中「1,000分の6.5」を「1,000分の6.9」に、「1,000分の1.9」を「1,000分の2.7」に改め、同項（2）の表中「1,000分の5.2」を「1,000分の5.52」に、「1,000分の1.52」を「1,000分の2.16」に改める。

第40条の2中「1,000分の13」を「1,000分の13.8」に改める。

第42条中「平成25年度」を「平成26年度」に、「1,905円」を「1,975円」に改める。

附則第2項の表中「1,000分の5.2」を「1,000分の5.52」に、「1,000分の1.52」を「1,000分の2.16」に改める。

附 則（平成26年3月10日公告第3号）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

変 更 後							変 更 前						
(掛金及び負担金の額)							(掛金及び負担金の額)						
第 40 条 (略)							第 40 条 (略)						
(1) 給料の額に乗じる数値							(1) 給料の額に乗じる数値						
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>		市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
特定消防組合員	59.45	<u>6.9</u>		59.45	<u>6.9</u>		特定消防組合員	59.45	<u>6.5</u>		59.45	<u>6.5</u>	
長期組合員	1,000	—	2.25	1,000	—	2.25	長期組合員	1,000	—	2.25	1,000	—	2.25
市町村長長期組合員	分の	—	2.25	分の	—	2.25	市町村長長期組合員	分の	—	2.25	分の	—	2.25
特定消防長期組合員	<u>2.7</u>	—	2.25	<u>2.7</u>	—	2.25	特定消防長期組合員	<u>1.9</u>	—	2.25	<u>1.9</u>	—	2.25
(2) 期末手当等の額に乗じる数値							(2) 期末手当等の額に乗じる数値						
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>		市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
特定消防組合員	47.56	<u>5.52</u>		1.8	47.56		<u>5.52</u>	1.8	特定消防組合員		47.56	<u>5.2</u>	

変更後

変更前

長期組員	1,000			1,000		
市町村長長期組員	分の	—		分の	—	
特定消防長期組員	<u>2.16</u>			<u>2.16</u>		

長期組員	1,000			1,000		
市町村長長期組員	分の	—		分の	—	
特定消防長期組員	<u>1.52</u>			<u>1.52</u>		

2 (略)

2 (略)

(任意継続掛金の額)

(任意継続掛金の額)

第40条の2 任意継続組員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第48条第3項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に1,000分の118.9を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に1,000分の13.8を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第1号の額からその額に100分の30を乗じた額を控除した額をもって同号の額とする。

第40条の2 任意継続組員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第48条第3項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に1,000分の118.9を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に1,000分の13を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第1号の額からその額に100分の30を乗じた額を控除した額をもって同号の額とする。

(資金の繰入れ)

(資金の繰入れ)

第42条 平成26年度における地方公務員等共済組合法施行規程

第42条 平成25年度における地方公務員等共済組合法施行規程

変更後

(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,975 円とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合		福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業
	短期給付			短期給付		
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の 47.56	<u>1,000</u> 分の <u>5.52</u>	1,000 分の 1.8	1,000 分の 47.56	<u>1,000</u> 分の <u>5.52</u>	1,000 分の 1.8
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000 分の <u>2.16</u>	—		1,000 分の <u>2.16</u>	—	

3 ~ 13 (略)

変更前

(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,905 円とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合		福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業
	短期給付			短期給付		
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の 47.56	<u>1,000</u> 分の <u>5.2</u>	1,000 分の 1.8	1,000 分の 47.56	<u>1,000</u> 分の <u>5.2</u>	1,000 分の 1.8
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000 分の <u>1.52</u>	—		1,000 分の <u>1.52</u>	—	

3 ~ 13 (略)